

二本松市長期継続契約とする契約を定める条例

○二本松市長期継続契約とする契約を定める条例

平成17年12月1日

条例第46号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約の範囲を定めるものとする。

(長期継続契約の範囲)

第2条 長期継続契約を締結することができる範囲は、次のとおりとする。

- (1) 電子計算機その他の事務機器及び通信機器の借入れ又は保守に関する契約
 - (2) 電子情報処理に関するソフトウェアの使用又は保守に関する契約
 - (3) 施設の機械警備、清掃、保守点検その他の維持管理に関する契約
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該契約に関する事務の取扱いに支障を及ぼす契約
- 2 前項に掲げる契約は、5年を超えてはならない。ただし、再度の契約をすることができる。

附 則

この条例は、平成17年12月1日から施行する。